

災害時における石綿モニタリングに関する協定書

東京都（以下「甲」という。）及び東京都環境計量協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害に伴う建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の倒壊・損壊、被災建築物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴う石綿（アスベスト）の飛散状況を把握するための環境モニタリング（以下「石綿モニタリング」という。）の実施について次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、都内において地震、洪水、土砂災害その他の大規模な災害により建築物等が損壊した場合に、迅速かつ円滑に石綿モニタリングを行い、都民の安全・安心に寄与する基礎データの収集に努めるために、必要な事項を定めることを目的とする。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定有効期間満了の3か月前までに甲又は乙から本協定終了の意思表示がない場合は、本協定は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（体制の整備）

第3条 甲は、乙と協議の上、石綿モニタリングを行うための連絡体制を整備するものとする。

- 2 石綿モニタリングを行う者（以下「モニタリング実施者」という。）は、乙の指名に基づいて甲が決定する。
- 3 甲及び乙は、石綿モニタリングに関する訓練を年に1回以上行うものとする。
- 4 前項の訓練の内容は、甲乙協議の上定める。

（石綿モニタリングの実施）

第4条 石綿モニタリングは、甲の要請によりモニタリング実施者が行う。

- 2 前項の石綿モニタリングは、環境省が定めた最新の「アスベストモニタリングマニュアル」に基づき行うものとする。

（石綿モニタリングの費用）

第5条 前条第1項に基づく石綿モニタリングの費用（消費税及び地方消費税を含む。）は、甲が負担し、モニタリング実施者に対し支払う。

- 2 前項の費用は、災害発生直前の時価を基準に甲乙協議の上定める。

(調査結果の報告)

第6条 モニタリング実施者は、甲の要請により実施した石綿モニタリングの調査結果を甲が別に定める書式により報告を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

令和2年9月10日

(甲) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子

(乙) 東京都台東区台東一丁目14番11号
東京都環境計量協議会
会長 佐藤 隆